

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道農業構造改革支援基金条例……………（農業経営課）	1
○北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（消費者安全課）	1
○北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 ……………（障がい者保健福祉課）	1
○北海道安心子ども基金条例の一部を改正する条例……（子ども未来推進局）	2
○北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 ……………（雇用労政課）	2

条 例

北海道農業構造改革支援基金条例をここに公布する。

平成26年2月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第1号

（設置）

第1条 国から交付される農地集積・集約化対策事業費補助金を積み立て、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等の取組への支援を通じて、北海道における農業の構造改革の推進を図るため、北海道農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

（基金の使用）

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年2月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第2号

北海道消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

北海道消費者行政活性化基金条例（平成21年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 2 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 3 号

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

北海道地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年北海道条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 2 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 4 号

北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例

北海道安心こども基金条例（平成21年北海道条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、地域の創意工夫による子育ての取組等への支援、一人親家庭等への支援の拡充」を削り、「の拡充等」を「、不妊治療への支援等」に、「育てる」を「生み育てる」に改める。

附則第 2 項中「平成30年 6 月30日」を「平成31年 6 月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 2 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 5 号

北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

北海道緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年北海道条例第 6 号）の一

部を次のように改正する。

第 1 条中「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を「緊急雇用創出事業臨時特例交付金等」に改める。

附則第 2 項中「平成27年 3 月31日」を「平成28年 6 月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
